

告 示

埼玉県告示第百七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和七年二月十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

誠和建設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市戸塚二丁目二十二番二十八号

ハ 代表者の氏名

齋藤 武司

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二）第四九〇二五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和七年三月四日から同年三月十日までの七日間

四 処分の原因となった事実

誠和建設株式会社は、千葉県流山市内を現場とする民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第十六条第二号の規定に違反し、同法第二十八条第一項第二号に該当する。

また、同工事において、同法第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上の下請契約を締結したことは、同法第二十八条第一項第六号に該当する。